

## 文京区老朽家屋審査会設置要綱

26文総危第7号平成26年5月28日区長決定  
28文総危第197号平成29年2月8日区長決定  
2024文都住第686号令和7年2月5日部長決定

### (設置)

第1条 文京区空家等対策事業実施要綱(26文総危第6号。以下「実施要綱」という。)に基づき、空家等が管理不全な状態であるか否かの審査を行うため、文京区老朽家屋審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要綱第5条第1項に基づくこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた事項

### (構成)

第3条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、都市計画部長の職にある者とし、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、都市計画部住環境課長の職にある者とし、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者とする。
- 5 警察署及び消防署については、対象物件を所管する署の委員の出席を要するものとする。

### (運営)

第4条 審査会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、事案に関係ある者に審査会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 審査会の庶務は、都市計画部住環境課において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 付 則

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部副参事（法務担当）

総務部安全対策推進担当課長

都市計画部建築指導課長

富坂警察署生活安全課長

大塚警察署刑事生活安全組織犯罪対策課生活安全担当課長代理

本富士警察署刑事生活安全組織犯罪対策課生活安全担当課長代理

駒込警察署刑事生活安全組織犯罪対策課生活安全担当課長代理

小石川消防署警防課長

本郷消防署警防課長